旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 30 年４月 23 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社宮城旅行サービス　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－291号　④有限会社宮城旅行サービス　宮城県名取市増田四丁目１番１号　清算人　高橋昭一　⑤宮城県名取市増田四丁目１番１号　⑥平成15年３月10日　⑧平成30年３月10日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県名取市増田四丁目１番１号　有限会社宮城旅行サービス　清算人　高橋昭一

Ｂ　①株式会社ＡＭＡＴＩ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6630号　④株式会社ＡＭＡＴＩ　東京都港区赤坂一丁目14番５号　代表取締役　入山功一　⑤本社営業所　東京都港区赤坂一丁目14番５号　⑥平成25年３月21日　⑧平成30年３月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区赤坂一丁目14番５号　株式会社ＡＭＡＴＩ　代表取締役　入山功一

Ｂ　①株式会社ジェイ・ケイ・アイ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5088号　④株式会社ジェイ・ケイ・アイ　東京都台東区東上野二丁目20番９号　代表取締役　申宏偉　⑤㈱ジェイ・ケイ・アイ　東京都台東区東上野２－20－９第１オルガンビル３Ｆ　⑥平成13年11月22日　⑧平成23年11月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区東上野二丁目20番９号　株式会社ジェイ・ケイ・アイ　代表取締役　申宏偉

Ｂ　①株式会社宮島運輸　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－887号　④株式会社宮島運輸　横浜市港南区笹下一丁目５番９号　代表取締役　宮島秀晴　⑤本社営業所　横浜市港南区笹下一丁目５番９号　⑥平成18年12月４日　⑧平成30年３月５日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市港南区笹下一丁目５番９号　株式会社宮島運輸　代表取締役　宮島秀晴

Ｂ　①アットライフ株式会社　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－510号　④アットライフ株式会社　長野県上田市大屋311番地　代表取締役社長　北澤登与吉　⑤アットライフ株式会社　長野県上田市大屋311番地　⑥平成21年４月23日　⑧平成30年４月１日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県上田市大屋311番地　アットライフ株式会社　代表取締役社長　北澤登与吉

Ｂ　①マックスエアシステム株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1261号　④マックスエアシステム株式会社　名古屋市中村区名駅南五丁目10番16号　代表取締役　吉澤乾　⑤本社営業所　名古屋市中村区名駅南五丁目10番16号　⑥平成20年８月14日　⑧平成30年３月14日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中村区名駅南五丁目10番16号　マックスエアシステム株式会社　代表取締役　吉澤乾

Ｂ　①キュリオスツアー株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2122号　④キュリオスツアー株式会社　大阪市中央区道修町三丁目４番11号新芝川ビル７階　代表取締役　伊藤貴林　⑤本社営業所　大阪市中央区道修町３－４－11新芝川ビル７階　⑥平成13年５月23日　⑧平成30年３月20日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区道修町三丁目４番11号新芝川ビル７階　キュリオスツアー株式会社　代表取締役　伊藤貴林

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 30 年４月 23 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①太平観光　②第３種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第３－196号　④虫野哲史　西牟婁郡白浜町1279番地の28　⑤本社営業所　西牟婁郡白浜町1279番地の28　⑥平成４年12月14日　⑦平成30年３月20日　⑧60万円　⑨300万円